

令和2年4月13日

保護者 各位

利根町教育委員会教育長

臨時休校の延長について（お知らせ）

標記の件につきまして、4月9日（木）から17日（金）まで臨時休校といたしましたが、新型コロナウイルス感染症の感染経路が特定できない症例が多数に上り、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与える恐れがあることから、政府が7都道府県に対し緊急事態宣言を発令したため、下記のとおり、臨時休校期間を延長することを決定しましたので、お知らせいたします。

なお、今後の感染拡大の状況等により、臨時休校期間の変更を行う場合がありますので、ご理解をお願いいたします。

記

1. 臨時休校期間 令和2年4月20日（月）から5月6日（水）まで

※学校再開は、5月7日（木）で、通常日課の予定です。
（小学1年生は体力的なことを考慮し、7日（木）、8日（金）は、給食提供後、下校となります。）

2. 臨時休校期間中の児童の預かりについて

- 児童の預かりにつきましては、これまでの臨時休校期間中と同様に、原則、放課後児童クラブの利用をお願いいたします。
- 突発的な事情による児童のお預かりにつきましては、各小学校において、土日祝日を除く、午前8時30分から午後4時00分までお預かりできる体制を整えますので、各学校へ（窓口 教頭）へご連絡ください。
（※昼食が必要な場合は、各自、弁当・水筒持参）
- 毎朝、検温を行い健康チェックカードを学校に提出してください。
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、家庭で生活することが可能なお子様につきましては、利用をお控えくださるようお願いいたします。

3. 臨時休校期間中の生活について

- 不要不急の外出は、お控えください。
- 日常的な感染予防（うがい、手洗い、マスクの着用）を徹底してください。
- できるだけ規則正しい生活を心がけてください。

4. その他

- 詳細につきましては、各学校からメールや緊急連絡網等で連絡いたします。
- 新型コロナウイルス感染症への不安で学校を休む場合は、欠席扱いになりませんので、その旨を学校へお伝えください。